



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月19日金曜日 第1906号

◇ 目次 ◇ 規 則

温泉法施行細則及び愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....1132

告 示

- 落札者等の告示.....1142
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1143
- 鳥獣保護区の存続期間の更新.....1144
- 休猟区の指定.....1146
- 特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定.....1153
- 特定猟具使用禁止区域の指定.....1155
- 医療機関の指定.....1156
- 施術機関の指定.....1156
- 指定医療機関の名称の変更.....1156
- 指定医療機関の廃止の届出.....1157
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....1157
- 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....1157
- 介護機関（介護予防事業者）の指定.....1158
- 介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....1161
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....1162
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....1162
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....1163
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....1163
- 指定介護機関の廃止の届出.....1164
- 地籍調査の成果の認証.....1164
- 新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....1164
- 土地改良事業の計画の変更の認可.....1164
- 市営土地改良事業の施行の同意.....1164
- 都市計画事業の施行.....1164
- 都市計画事業の事業計画の変更.....1164
- 道路の位置の指定.....1165

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....1165

公 告

平成20年度から平成22年度までにおいて県が発注する製造の請負、

物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....1168

監 査 公 表

- 監査結果に基づく措置の公表.....1171
- 今治地方局総務県民部、健康福祉環境部、産業経済部、今治家畜保健衛生所、建設部、玉川ダム管理事務所、台ダム管理事務所、出納室.....1171
- 宇和島地方局総務県民部、健康福祉環境部、産業経済部、宇和島家畜保健衛生所、建設部、愛南土木事務所、須賀川ダム管理事務所、山財ダム管理事務所、出納室.....1172
- 西条地方局総務県民部、健康福祉環境部、四国中央保健所、産業経済部、西条家畜保健衛生所、建設部、四国中央土木事務所、鹿森ダム管理事務所、黒瀬ダム管理事務所、出納室.....1172
- 八幡浜地方局総務県民部、健康福祉環境部、産業経済部、八幡浜家畜保健衛生所、建設部、大洲土木事務所、西予土木事務所、出納室.....1173
- 松山地方局総務県民部、健康福祉環境部、産業経済部、中央家畜保健衛生所、建設部、久万高原土木事務所、出納室.....1173

選挙管理委員会告示

- 政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出.....1174
- 参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....1175

公 営 企 業 告 示

- 落札者等の告示.....1176

雑 報

- 裁決手続開始の決定の公告.....1176

正 誤

- 平成19年10月5日付け第1902号愛媛県告示第1546号（道路の区域変更（県道横浜生名港線））中.....1177

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第44号

温泉法施行細則及び愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

温泉法施行細則及び愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（温泉法施行細則の一部改正）

第1条 温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(土地掘削許可申請書)

第2条 省令第1条第1項に規定する申請書は、土地掘削許可申請書(様式第1号)とし、同条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省略

(2) _____縮尺1万分の1の地図(掘削地点から半径1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該掘削地点との距離を記載すること。)

(3)・(4) 省略

第3条 省略

(土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた法人の合併・分割承認申請書)

第4条 省令第3条第1項に規定する申請書は、土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた法人の合併・分割承認申請書(様式第3号)とする。

(土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた者の相続承認申請書)

第5条 省令第4条第1項に規定する申請書は、土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた者の相続承認申請書(様式第4号)とする。

(工事完了・廃止届出書)

第6条 省令第5条に規定する届出書は、土地掘削・増掘・動力装置工事完了・廃止届出書(様式第5号)とし、掘削工事又は増掘工事が完了した場合にあつては次に掲げる書類等を、動力装置工事が完了した場合にあつては第3号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) 省略

(増掘・動力装置許可申請書)

第7条 省令第6条第1項に規定する申請書は、増掘・動力装置許可申請書(様式第6号)とする。

2 省略

(標札の掲示)

第8条 法第3条第1項の規定により掘削の許可を受けた者及び法第11条第1項の規定により増掘又は動力装置の許可を受けた者(以下「掘削等の許可を受けた者」という。)は、当該許可の日から10日以内に、当該許可地点に次に掲げる事項を記載した標札を掲示しなければならない。

(1)~(3) 省略

(工事着手届出書の提出)

第9条 掘削等の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、工事の着手前7日までに土地掘削・増掘・動力装置工事着手届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(工事状況届出書の提出)

第10条 掘削等の許可を受けた者は、掘削工事又は増掘工事が完了予定期日までに終了しなかつた場合は、以後、当該工事が終了するまで1箇月ごとに、土地掘削・増掘工事状況届出書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(掘削等の影響)

第11条 省略

(しゅんせつ届出書の提出)

第12条 温泉のゆう出路をしゅんせつしようとする者は、工事の着手前7日までにしゅんせつ届出書(様式第9号)を知事に提出し

改 正 前

(土地掘削許可申請書)

第2条 省令第1条第1項に規定する申請書は、土地掘削許可申請書(様式第1号)とし、同条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省略

(2) 掘削地点を明記した位置図及び縮尺1万分の1の地図(掘削地点から半径1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該掘削地点との距離を記載すること。)

(3)・(4) 省略

第3条 省略

(工事完了・廃止届出書)

第4条 省令第3条に規定する届出書は、土地掘削・増掘・動力装置工事完了・廃止届出書(様式第3号)とし、掘削工事又は増掘工事が完了した場合にあつては次に掲げる書類等を、動力装置工事が完了した場合にあつては第3号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) 省略

(増掘・動力装置許可申請書)

第5条 省令第4条第1項に規定する申請書は、増掘・動力装置許可申請書(様式第4号)とする。

2 省略

(標札の掲示)

第6条 法第3条第1項の規定により掘削の許可を受けた者及び法第9条第1項の規定により増掘又は動力装置の許可を受けた者(以下「掘削等の許可を受けた者」という。)は、当該許可の日から10日以内に、当該許可地点に次に掲げる事項を記載した標札を掲示しなければならない。

(1)~(3) 省略

(工事着手届出書の提出)

第7条 掘削等の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、工事の着手前7日までに土地掘削・増掘・動力装置工事着手届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(工事状況届出書の提出)

第8条 掘削等の許可を受けた者は、掘削工事又は増掘工事が完了予定期日までに終了しなかつた場合は、以後、当該工事が終了するまで1箇月ごとに、土地掘削・増掘工事状況届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(掘削等の影響)

第9条 省略

(しゅんせつ届出書の提出)

第10条 温泉のゆう出路をしゅんせつしようとする者は、工事の着手前7日までにしゅんせつ届出書(様式第7号)を知事に提出し

なければならない。

(温泉利用許可申請書)

第13条 省令第7条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可申請書(様式第10号)とし、同条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1)~(3) 省略

(温泉利用許可を受けた法人の合併・分割承認申請書)

第14条 省令第8条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可を受けた法人の合併・分割承認申請書(様式第11号)とする。

(温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書)

第15条 省令第9条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書(様式第12号)とする。

(温泉成分等揭示届出書)

第16条 省令第11条に規定する届出書は、温泉成分等揭示届出書(様式第13号)とする。

(温泉利用廃止届出書の提出)

第17条 法第15条第1項の規定により許可を受けた者は、当該温泉を公共の浴用又は飲用に供しなくなつたときは、速やかに温泉利用廃止届出書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(温泉成分分析機関登録申請書)

第18条 法第19条第2項に規定する申請書は、温泉成分分析機関登録申請書(様式第15号)とする。

(温泉成分分析機関申請事項変更届出書)

第19条 省令第15条に規定する届出書は、温泉成分分析機関申請事項変更届出書(様式第16号)とする。

(温泉成分分析業務廃止届出書)

第20条 省令第16条に規定する届出書は、温泉成分分析業務廃止届出書(様式第17号)とする。

(温泉採取権取得届出書の提出)

第21条 譲渡、相続等により温泉源から温泉を採取する権利を取得した者は、取得後20日以内に温泉採取権取得届出書(様式第18号)に当該権利を取得したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(氏名等変更届出書の提出)

第22条 掘削等の許可を受けた者、温泉源から温泉を採取する者又は法第15条第1項の規定により許可を受けた者は、その氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、10日以内に氏名等変更届出書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

(申請書等の経由)

第23条 法、省令又はこの規則により知事に提出する申請書、届出書及び書面(以下「申請書等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる保健所長を経由しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 氏名等変更届出書 掘削等の許可を受けた者にあつては行為地を、温泉源から温泉を採取する者にあつては採取に係る温泉の所在地を、法第15条第1項の規定により許可を受けた者にあつては温泉利用施設の所在地を管轄する保健所長

(4) 省略

(現地調査)

なければならない。

(温泉利用許可申請書)

第11条 省令第5条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可申請書(様式第8号)とし、同条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1)~(3) 省略

(温泉成分等揭示届出書)

第12条 省令第7条に規定する届出書は、温泉成分等揭示届出書(様式第9号)とする。

(温泉利用廃止届出書の提出)

第13条 法第13条第1項の規定により許可を受けた者は、当該温泉を公共の浴用又は飲用に供しなくなつたときは、速やかに温泉利用廃止届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(温泉成分分析機関登録申請書)

第14条 法第15条第2項に規定する申請書は、温泉成分分析機関登録申請書(様式第11号)とする。

(温泉成分分析機関申請事項変更届出書)

第15条 省令第11条に規定する届出書は、温泉成分分析機関申請事項変更届出書(様式第12号)とする。

(温泉成分分析業務廃止届出書)

第16条 省令第12条に規定する届出書は、温泉成分分析業務廃止届出書(様式第13号)とする。

(温泉採取権取得届出書の提出)

第17条 譲渡、相続等により温泉源から温泉を採取する権利を取得した者は、取得後20日以内に温泉採取権取得届出書(様式第14号)に当該権利を取得したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(氏名等変更届出書の提出)

第18条 掘削等の許可を受けた者、温泉源から温泉を採取する者又は法第13条第1項の規定により許可を受けた者は、その氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、10日以内に氏名等変更届出書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(申請書等の経由)

第19条 法、省令又はこの規則により知事に提出する申請書、届出書及び書面(以下「申請書等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる保健所長を経由しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 氏名等変更届出書 掘削等の許可を受けた者にあつては行為地を、温泉源から温泉を採取する者にあつては採取に係る温泉の所在地を、法第13条第1項の規定により許可を受けた者にあつては温泉利用施設の所在地を管轄する保健所長

(4) 省略

(現地調査)

第24条 知事は、法第3条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の許可並びに法第19条第1項の登録の申請があつたときは、速やかに当該申請に係る現地調査を行うものとする。

様式第1号（第2条関係） 土地掘削許可申請書

省略

注 1 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
- (2)～(4) 省略
- (5) _____縮尺1万分の1の地図（掘削地点から半径1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該掘削地点との距離を記載すること。）
- (6) 省略
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、温泉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準によつて当該申請を審査するために知事が必要と認める書類

2 省略

様式第5号（第6条関係） 省略

様式第6号（第7条関係） 増掘・動力装置許可申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 増掘又は動力装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
- (2)・(3) 省略
- (4) _____縮尺1万分の1の地図（掘削地点から半径1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該掘削地点との距離を記載すること。）
- (5) 省略
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、温泉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準によつて当該申請を審査するために知事が必要と認める書類

3 省略

様式第7号（第9条関係） 省略

様式第8号（第10条関係） 省略

様式第9号（第12条関係） 省略

様式第10号（第13条関係） 温泉利用許可申請書

省略

注 1 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 飲用の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- (2) 温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、温泉法第15条第3項に規定する基準によつて当該申請を審査するために

第20条 知事は、法第3条第1項、第9条第1項及び第13条第1項の許可並びに法第15条第1項の登録の申請があつたときは、速やかに当該申請に係る現地調査を行うものとする。

様式第1号（第2条関係） 土地掘削許可申請書

省略

注 1 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 掘削しようとする土地の _____ 付近の見取図
- (2)～(4) 省略
- (5) 掘削地点を明記した位置図及び縮尺1万分の1の地図（掘削地点から半径1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該掘削地点との距離を記載すること。）
- (6) 省略
- (7) その他知事が必要と認めた書類等

2 省略

様式第3号（第4条関係） 省略

様式第4号（第5条関係） 増掘・動力装置許可申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 増掘又は動力装置をしようとする場所の _____ 付近の見取図
- (2)・(3) 省略
- (4) 増掘地点又は動力装置地点を明記した位置図及び縮尺1万分の1の地図（掘削地点から半径1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該掘削地点との距離を記載すること。）
- (5) 省略
- (6) その他知事が必要と認めた書類等

3 省略

様式第5号（第7条関係） 省略

様式第6号（第8条関係） 省略

様式第7号（第10条関係） 省略

様式第8号（第11条関係） 温泉利用許可申請書

省略

注 1 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第13条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) その他知事が必要と認めた書類等

知事が必要と認める書類

2 省略

様式第13号(第16条、第23条関係) 省略

様式第14号(第17条関係) 省略

様式第15号(第18条関係) 温泉成分分析機関登録申請書

省略

注1 次に掲げる書類等を添付すること。

(1)~(4) 省略

(5) 温泉法(昭和23年法律第125号)第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面

2 省略

様式第16号(第19条関係) 省略

様式第17号(第20条関係) 省略

様式第18号(第21条、第23条関係) 省略

様式第19号(第22条、第23条関係) 省略

省略

掘削等の許可を受けた者、温泉源から温泉を採取する者又は温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定により許可を受けた者の別

注 省略

2 省略

様式第9号(第12条、第19条関係) 省略

様式第10号(第13条関係) 省略

様式第11号(第14条関係) 温泉成分分析機関登録申請書

省略

注1 次に掲げる書類等を添付すること。

(1)~(4) 省略

(5) 温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面

2 省略

様式第12号(第15条関係) 省略

様式第13号(第16条関係) 省略

様式第14号(第17条、第19条関係) 省略

様式第15号(第18条、第19条関係) 省略

省略

掘削等の許可を受けた者、温泉源から温泉を採取する者又は温泉法(昭和23年法律第125号)第13条第1項の規定により許可を受けた者の別

注 省略

第2条 温泉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号(第4条関係) 土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた法人の合併・分割承認申請書

土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた法人の合併・分割承認申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>		
愛媛県知事 様 申請者 名称、所在地及び代表者の氏名 ㊞		
合併により消滅する法人 又は分割前の法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削等の事業を承継する法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
掘削、増掘又は動力装置の許可の別	掘削・増掘・動力装置	
掘削、増掘又は動力装置の許可年月日及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
工 事 の 場 所	所在及び地番	
	地 目	
合併又は分割の予定年月日	年 月 日	

- 注1 不要の文字は、消すこと。
- 2 次に掲げる書類等を添付すること。
- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - (2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号(第5条関係) 土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた者の相続承認申請書

土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた者の相続承認申請書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
申請者 氏名、住所及び被 相続人との続柄 ㊟		
被相続人の氏名及び住所		
掘削、増掘又は動力装置 の許可の別	掘削・増掘・動力装置	
掘削、増掘又は動力装置 の許可年月日及び許可番 号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
工 事 の 場 所	所在及び地番	
	地 目	
相 続 開 始 の 日	年 月 日	

注1 不要の文字は、消すこと。

2 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第11号（第14条関係） 温泉利用許可を受けた法人の合併・分割承認申請書

温泉利用許可を受けた法人の合併・分割承認申請書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
申請者 名称、所在地及び代表者の氏名 ㊞		
合併により消滅する法人 又は分割前の法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
温泉利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
浴用又は飲用に供する施設	場 所	
	名 称	
合併又は分割の予定年月日	年 月 日	

注1 不要の文字は、消すこと。

2 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (2) 温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12号（第15条関係） 温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書

温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
申請者 氏名、住所及び被 相続人との続柄 ㊟	
被相続人の氏名及び住所	
温泉利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
施設の場所及び名称	場 所
	名 称
相続開始の日	年 月 日

注1 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - (3) 温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1~3 省略		1~3 省略	
4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法(昭和23年法律第125号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	温泉法施行細則(昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第9条の規定に基づく工事着手の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (2)及び(3) 削除 (4) 規則第10条の規定に基づく工事状況の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (5) 規則第11条の規定に基づく温泉法第4条第1項第1号又は第2号に規定する事由があることを知った旨の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務 (6) 規則第12条の規定に基づくしゅんせつの届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (7) 規則第21条の規定に基づく温泉採取権取得の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (8) 規則第22条の規定に基づく氏名等の変更の届出(掘削等の許可を受けた者及び温泉源から温泉を採取する者が行うものに限る。)の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (9) 規則第24条の規定に基づく現地調査(温泉法第3条第1項及び第11条第1項の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。)に関する事務	4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法(昭和23年法律第125号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	温泉法施行細則(昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第7条の規定に基づく工事着手の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (2)及び(3) 削除 (4) 規則第8条の規定に基づく工事状況の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (5) 規則第9条の規定に基づく温泉法第4条第1項第1号又は第2号に規定する事由があることを知った旨の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務 (6) 規則第10条の規定に基づくしゅんせつの届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (7) 規則第17条の規定に基づく温泉採取権取得の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (8) 規則第18条の規定に基づく氏名等の変更の届出(掘削等の許可を受けた者及び温泉源から温泉を採取する者が行うものに限る。)の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (9) 規則第20条の規定に基づく現地調査(温泉法第3条第1項及び第9条第1項の許可の申請並びに同法第15条第1項の登録の申請に係るものに限る。)に関する事務
4の2~20 省略		4の2~20 省略	

附 則

この規則は、平成19年10月20日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1597号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
高品質アコヤガイ系統保存機器 1式	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成19年9月27日	株式会社愛媛洋行 愛媛県松山市平井町甲 1243番地3	40,740,000円	一般競争入札	平成19年8月10日

○愛媛県告示第1598号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
パナソニック四国エレクトロニクス株式会社
東温市南方2131番地1
取締役社長 千葉 富泰
- 事業場の名称及び所在地
パナソニック四国エレクトロニクス株式会社大洲地区
大洲市東大洲1220番地の1
- 特定施設に関する事項

(1) C M P装置No.01、No.02

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設（2基）	
特定施設の能力	1基1日当たり1枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約10日後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.5 最大 9.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 910 最大 910
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 0.02 最大 0.1
----------------------------	-------------------

備考 汚水は産業廃棄物処理業者に委託処理する。

(2) C M P装置No.03

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約10日後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.5 最大 9.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 910 最大 910
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 0.01 最大 0.05	

備考 汚水は産業廃棄物処理業者に委託処理する。

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10.8 最大 14.1

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 11.7 最大 18.8
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9.3 最大 13.8
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.5 最大 2.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 445.3 最大 507.6

(2) No.2 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 3.5 最大 3.5
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 5
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 10
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 226 最大 226	

(3) No.3 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 3.5 最大 3.5
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 5
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 10
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 116 最大 116	

○愛媛県告示第1599号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する 指針
富士山 鳥獣保 護区	大洲市大洲の国道56号の肱川橋南端を起点とし、ここから同国道をほぼ北に進み、市道内山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、市道榎峠線との交点に至る。ここから同市道を南ないし北東に進み、榎峠を経て、更に同市道を南東ないし南に進み、国道197号に出る。ここから同国道を西に進み、宮が瀬川に出て、同川左岸を下流に進み、肱川との合流点に至る。ここから同川を渡り、同市菅田町大竹字川原乙886番1北端に至る。ここから同川左岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成19年 11月1日 から平成 29年10月 31日まで	当該地域は、富士山を中心とし、山頂付近は公園としてツツジが植栽され、その周辺は針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む森林を有し、多様な鳥獣の生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
松山城 鳥獣保 護区	松山市丸之内及び堀之内の区域一円	同 上	当該地域は、松山城が位置する勝山を中心とし、その周辺の森林は針葉樹と広葉樹が混在する良好

		<p>な鳥獣の生息環境であり、地元住民等にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての活用を図る。</p>	<p>ぼ東ないし北に進み、重藤峠に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>から、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての活用を図る。</p>
<p>永木鳥獣保護区</p>	<p>伊予市中山町中山の県道串中山線の重藤峠を起点とし、ここから同県道をほぼ南西に進み、市道永木梅原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南ないし南東に進み、県道石畳中山線に出て、同県道をほぼ西に進み、県道永木内子線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、市道福住集会所線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道永木坂本線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、県道串中山線に出て、同県道を北ないしほぼ北東に進み、林道柿ノ木谷線との交点に至り、ここから同林道をほ</p>	<p>同 上</p> <p>当該地域は、小学校を中心に集落が形成され、多くの農耕地と針葉樹と広葉樹が混在する良好な鳥獣の生息環境であり、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていること</p>	<p>笛ヶ滝鳥獣保護区</p> <p>上浮穴郡久万高原町久万の国道33号と町道旭ヶ丘線との交点を起点とし、ここから同国道を南に進み、猪谷川に出て、同川左岸を上流に進み、野尻池の放水口に至る。ここから同池の西岸を北西に進み、用水路に出て、同用水路を北西に進み、峠の池の堤防南端に至り、ここから同池の南岸を西に進み、同池の西端に至り、ここから同池の北岸を東に進み、同池の堤防北端で歩道に出て、同歩道を北東に進み、峠を経て、更に同歩道を垂ヶ谷に沿って北東に進み、町道ひわ田線に出る。ここから同町道を東ないし北西に進み、同町道並びにこれに続く町道クリノキサコ団地線及び町道旭ヶ丘線を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p> <p>当該地域は、笛ヶ滝公園と点在する公有水面があり、多くの人工林では適切な管理がなされ、鳥獣の良好な生息環境となっており、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡</p>

視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての活用を図る。

ともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての活用を図る。

○愛媛県告示第1600号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間
豊受山休 猟区	四国中央市寒川町の四国縦貫自動車道と長谷川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、長瀬橋西端で林道観音谷線との交点に至る。ここから同林道をほぼ南東に進み、同林道終点に至り、ここから市道法皇線に通じる同市管理の作業道をほぼ南東に進み、同市道に出て、同市道をほぼ東に進み、法皇山脈の稜線に至る。ここから同稜線をほぼ西に進み、鋸山三角点（1,017.4メートル）及び標高点（1,145.2メートル）を経て、同稜線上の歩道に出て、同歩道を西に進み、豊受山で国有林と民有林との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に約500メートル進み、大地川に通じる歩道に出る。ここから同歩道をほぼ北西に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、同自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成19年11月1日から平成22年10月31日まで
佐々連休 猟区	四国中央市金砂町小川山の三島嶺南鳥獣保護区界と市道薬師線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南東に進み、薬師峠を経て、更に同市道をほぼ南東に進み、市道金砂中之川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、同市道終点に至り、ここから林道中之川線をほぼ南に進み、同林道終点に至る。ここから中川峠に通じる山道をほぼ南に進み、同峠で愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、佐々連尾山三角点（1,404.3メートル）を経て、更に同	同上

小藪鳥
獣保護
区

大洲市肱川町宇和川の国道197号と県道小田河辺大洲線との交点である鹿野川大橋西端を起点とし、ここから同国道を南に進み、市道滝山発電所線との交点に至る。ここから稜線を西に進み、市道奥滝山師走野線に出て、同市道をほぼ西に進み、市道滝山奥小藪線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、遊歩道（通称滝山奥小藪線）との交点に至り、ここから同遊歩道をほぼ西に進み、市道北平師走野線に出て、同市道を西に進み、同市道の支線との交点に至り、ここから同支線をほぼ南西に進み、農道との交点に至る。ここから同農道をほぼ北西に進み、市道滝山奥小藪線に出て、同市道をほぼ東に進み、今岡墓地前で市道滝山丸淵線に通じる通学路（通称滝山線）との交点に至り、ここから同通学路をほぼ東に進み、同市道に出て、同市道を南ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

同上

当該地域は、小藪渓谷を中心とし、広葉樹の自然林が多く残る鳥獣の良好な生息環境となっており、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意すると

	<p>境界を西に進み、大森山で国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ北ないし東に進み、上小川に出て、同川右岸を下流に進み、同区界との交点に至り、ここから同区界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>との境界に至り、ここから同境界を南西ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>船木休猟区</p>	<p>新居浜市船木の国道11号の国領大橋東端を起点とし、ここから同国道を東に進み、市道坂の下大久保線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道角野関の戸線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、客谷橋で客谷川に出て、同川右岸を上流に進み、孝々谷川との合流点に至る。ここから同川右岸を上流に進み、通称城ヶ尾^{ウラゴ}線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ南に進み、通称大多羅^{オホラ}線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ南東に進み、下兜山三角点（1 233 5メートル）で同市と四国中央市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西に進み、上兜山（1 561メートル）に至る。ここから種子川に通じる山道をほぼ北西に進み、魔戸の滝上部を経て、更に同山道をほぼ北に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、亨徳橋東端で市道角野船木線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、新田橋で国領川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>蔭地休猟区</p>	<p>西条市藤之石の国道 194 号の八之子谷橋東端を起点とし、ここから同国道をほぼ東ないしほぼ南東に進み、加茂川林道主谷支線との交点に至り、ここから同林道を南東に進み、同林道終点で桂谷川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、民有林と国有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ西ないしほぼ北に進み、林道扇山線を横断し、更に同境界を北西に進み、八之子谷川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>三ツ森山休猟区</p>	<p>愛媛県と高知県との境界にある三ツ森山三角点（1 429 5メートル）を起点とし、ここから同境界を南西に進み、平家平三角点（1 692 6メートル）を経て、更に同境界を西に進み、冠山（1 732メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、旧別子山村と同県と旧新居浜市との境界の交点に至る。ここから旧別子山村と旧新居浜市との境界を北東に進み、通称大阪屋敷越で住友林業株式会社の私設作業道に出て、同作業道をほぼ南ないしほぼ東に進み、県道新居浜別子山線に出て、同県道を南東に進み、中七番を経て、更に同県道をほぼ北東に進み、別子ダム管理道との交点に至り、ここから同管理道を南に進み、別子ダムえん堤に至る。ここから銅山川右岸を下流に進み、葛籠尾鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ南東に進み、愛媛県と高知県</p>	<p>同 上</p>	<p>実報寺休猟区</p>	<p>西条市実報寺の周桑今治地区広域農道と北川との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、天川部落に至る。ここから黒谷部落に通じる山道をほぼ北西に進み、市道黒谷線に出て、同市道をほぼ西に進み、市道浅地黒谷線との交点に至る。ここから同市道を東ないしほぼ北西に進み、同市と今治市との境界に至り、ここから同境界をほぼ東に進み、竜門山三角点（438 9メートル）及び椎ノ木越を経て、更に同境界を東ないしほぼ北に進み、同農道に出て、同農道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
			<p>石鎚休猟区</p>	<p>旧小松町と旧西条市との境界と加茂川との交点を起点とし、ここから同境界を南に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ西に進み、石鎚林道に出る。ここから同林道を高瀑橋に向かって進み、同橋で同川に出て、同川左岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
			<p>田滝休猟区</p>	<p>西条市丹原町田滝の県道関屋今井線の田滝橋西端を起点とし、ここから同県道を南西に進み、県道寺尾重信線との交点に至り、ここから同県道及びこれに続く市道関屋山之内線をほぼ西に進み、同市と東温市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、西条市と東温市と今治市との境界の交点に至る。ここから西条市と今治市との境界をほぼ北東に進み、旧丹原町と旧玉川町と旧東予市との境界の交点に至り、ここから旧丹原町と旧東予市との境界を南東に進み、三角点（1 095 2メートル）を経て、更に同境界を北東に進み、田滝川に通じる権現谷に至る。</p>	<p>同 上</p>

	ここから同谷を南東に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域			から同境界をほぼ北東に進み、幸次が峠を経て、更に同境界をほぼ東に進み、大月山三角点（953.1メートル）に至る。ここから更に同境界を南東に進み、松山市九川から同市上総町に通じる山道に出る。ここから同山道をほぼ南西に進み、市道五明10号線に出て、同市道をほぼ南東ないしほぼ南西に進み、国道317号に出て、同国道をほぼ南西に進み、奥道後鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を東ないしほぼ北西に進み、ウツバリ峠を経て、更に同区界をほぼ西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
朝倉上休 猟区	旧朝倉村と旧玉川町との境界と県道東予玉川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東ないしほぼ東に進み、市道浅地黒谷線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、旧朝倉村と旧東予市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西に進み、旧朝倉村と旧東予市と旧玉川町との境界の交点に至る。ここから旧朝倉村と旧玉川町との境界をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上				
藤子休 猟区	今治市玉川町龍岡上の檜原山山頂（1,041メートル）を起点とし、ここから稜線を南西に進み、市道木地奥山線に出る。ここから同市道を北西に進み、国道317号に出て、同国道を北西に進み、檜原山に通じる稜線との交点に至り、ここから同稜線を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上		高浜休 猟区	松山市高浜町の県道松山港内宮線と同町五丁目から太山寺に通じる山道との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北ないしほぼ南東に進み、市道和気229号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道と和気95号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道と和気96号線との交点に至り、ここから同市道を西ないし南に進み、県道辰巳伊予和気停車場線に出て、同県道を南西に進み、市道と和気121号線との交点に至る。ここから同市道及びこれに続く同山道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、高浜特定猟具使用禁止区域の区域を除いた区域	同 上
恵良山休 猟区	松山市浅海原の国道196号と県道粟井浅海線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南ないしほぼ南西に進み、市道米泉上難波線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、同国道に出て、同国道を西ないし北西に進み、市道石風呂大浦線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、再び同国道に出て、同国道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上		久谷休 猟区	松山市恵原町の県道久谷森松停車場線と市道久谷40号線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、県道三坂山線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東に進み、三坂峠に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ南東に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、同市と同町と伊予郡砥部町との境界の交点に至り、ここから同市と同町の境界をほぼ北に進み、同市道に出て、同市道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
中村休 猟区	松山市猿川の県道北条玉川線の落合橋東端を起点とし、ここから同県道をほぼ東に進み、市道米之野高縄線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道大道谷線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北ないし東に進み、立岩ダムを経て、更に同市道をほぼ東に進み、温戸峠で松山市と今治市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、旧北条市と旧松山市と旧玉川町との境界の交点に至る。ここから高縄山鳥獣保護区に向かって稜線をほぼ西に進み、標高点（813.0メートル）を経て、更に稜線を西に進み、同区界に至り、ここから同区界をほぼ北西に進み、猿川川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上		佐礼谷休 猟区	伊予市中山町佐礼谷の県道野中長沢線と県道中山伊予線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、県道中山双海線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、県道中山伊予線との交点	同 上
五明休 猟区	旧松山市と旧北条市との境界と県道湯山北条線との交点を起点とし、こ	同 上				

	<p>至り、ここから同県道をほぼ北東に進み、旧中山町と旧伊予市との境界に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、旧中山町と旧伊予市と旧砥部町との境界の交点に至り、ここから旧中山町と旧砥部町との境界をほぼ南東に進み、県道中山砥部線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西ないしほぼ南西に進み、林道敷野線との交点に至り、ここから同林道を南に進み、同林道の終点に至る。ここから林道八ダコ線に通じる農道をほぼ南に進み、同林道との交点に至り、ここから同林道を北ないし南西に進み、林道大谷第2線との交点に至り、ここから同林道を西ないし南に進み、市道小池秦皇山線に出る。ここから同市道をほぼ南東に進み、県道野中長沢線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西ないしほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>御岳山休 獵区</p>	<p>東温市下林の県道伊予川内線と県道美川松山線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、高智橋西端で拝志川に出て、同川左岸を上流に進み、皿ヶ峰三坂峠鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南西ないしほぼ北西に進み、同市と松山市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、市道上村津吉線に出る。ここから同市道を東に進み、県道伊予川内線に出て、同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>日南登休 獵区</p>	<p>伊予市中山町出淵の県道久万中山線の大佐礼隧道と同市と伊予郡砥部町との境界との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南西に進み、同市と同町と喜多郡内子町との境界の交点に至り、ここから同市と同町との境界をほぼ南西ないし北西に進み、国道56号に出る。ここから同国道をほぼ北東に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、馬木を経て、更に同県道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>松瀬川休 獵区</p>	<p>東温市松瀬川の県道湯谷口川内線の新仏生川橋西端を起点とし、ここから仏生川右岸を上流に進み、四国電力送電線（重信線）下に至り、ここから同送電線下を北西に進み、ヨソ山に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ北に進み、旧川内町と旧重信町との境界で稔山に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北東に進み、四国電力送電線（北松山線）下に至り、ここから林道松瀬川本谷線に通じる山道を東ないしほぼ南に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ南に進み、同県道に出て、同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>白潰休獵 区</p>	<p>東温市山之内の県道寺尾重信線と同県道から福見寺に通じる通称作業道東河原樋谷線との交点を起点とし、ここから同作業道をほぼ北に進み、同寺に至る。ここから同市と松山市との境界に通じる山道を西に進み、同境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、福見山及び明神ヶ森三角点（1 216 9メートル）を経て、白潰で東温市と松山市と今治市との境界の交点に至り、ここから東温市と今治市との境界を東に約 200 メートル進み、陰地谷川に出て、同川左岸を下流に進み、重信川との合流点に至る。ここから同川左岸を下流に進み、吾味部落で大野谷川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、大野谷橋で同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>塩ヶ森休 獵区</p>	<p>東温市則之内の国道11号と県道美川川内線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、林道梅ヶ谷永子線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南東に進み、旧川内町と旧久万町との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、旧川内町と旧久万町と旧重信町との境界の交点に至る。ここから旧川内町と旧重信町との境界をほぼ北西に進み、表川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、川内橋で県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を南東に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
			<p>黒森峠休 獵区</p>	<p>東温市滑川の県道皿ヶ嶺公園滑川線と市道伊之首線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、市道滑川海上2号線との交点に至り、ここから同市道を西ないし南に進み、滑川溪谷駐車場に至る。ここから滑川溪谷の遊歩道をほぼ南東に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、三角点</p>	<p>同 上</p>

	<p>(1073.5メートル)を経て、更に同境界をほぼ南に進み、黒森峠で国道494号に出る。ここから同国道を音田部落に向かって進み、同部落で市道谷奥線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、伊之曾部落に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ東に進み、同部落で市道伊之曾線に出て、同市道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>立野休猟区</p>	<p>伊予郡砥部町川登の国道379号と町道千里口線との交点を起点とし、ここから同町道を南西に進み、町道弘法師線との交点に至り、ここから同町道をほぼ東に進み、同町と松山市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、同町と市と上浮穴郡久万高原町との境界の交点に至り、ここから砥部町と久万高原町との境界をほぼ南西に進み、旧砥部町と旧広田村と旧久万町との境界の交点に至り、ここから旧砥部町と旧広田村との境界をほぼ西に進み、上尾第3^{すい}隧道で同国道に出て、同国道をほぼ南に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、町道玉谷中野川線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南西に進み、町道日ノ浦線との交点に至り、ここから同町道を南東ないし北西に進み、県道中野川総津線に出る。ここから同県道をほぼ北西に進み、砥部町と伊予市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、銚子ダム鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ東に進み、同国道に出て、同国道を東ないしほぼ北に進み、瀧見橋及び万年橋を経て、更に同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>若山休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町中組の県道西条久万線と町道河ノ子線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ東ないし南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、高台越で林道川ノ子線に通じる山道に出て、同山道を西に進み、同林道に出て、同林道を西に進み、同町道に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>父野川休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町露峰の県道久万中山線と国道380号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南西に進み、芋坂鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南西に進み、同町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、久万高原町と内子町と伊予郡砥部町との境界の交点に至る。ここから久万高原町と砥部町との境界をほぼ北に進み、サレガ峠で県道上尾峠久万線に出て、同県道を東ないし南に進み、町道宮成森田線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、県道久万中山線に出て、同県道をほぼ</p>	<p>同上</p>	<p>御三戸休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町日野浦の国道33号と県道美川川内線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北西に進み、美川大橋北端で県道東川上黒岩線との交点に至り、ここから同県道を北ないし東に進み、県道西条久万線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、国道494号に出る。ここから同国道を南東に進み、県道美川川内線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東ないし南西に進み、町道養川線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南東に進み、農道置依線との交点に至る。ここから同農道をほぼ西ないしほぼ南東に進み、町道木地線に出て、同町道をほぼ東ないし南西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>管行休猟区</p>			<p>管行休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町西谷の国道440号と県道本川西谷線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、同町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、笠取山三角点(1,562.0メートル)で国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界を東に進み、茗荷谷川に出て、同川右岸を下流に進み、木地橋西端で県道柳谷美川線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
			<p>豊谷休猟区</p>	<p>喜多郡内子町小田の国道380号と県道小田柳谷線との交点を起点とし、ここから同県道を東ないしほぼ南に進み、町道用の山線との交点に至る。ここから同町道を西に進み、同町と大洲市との境界に至り、ここから同境界を北西ないしほぼ西に進み、県道小田河</p>	<p>同上</p>

	<p>辺大洲線に出て、同県道をほぼ西ないし北に進み、同国道に出る。ここから同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>豊茂柴休 獵区</p>	<p>大洲市長浜町下須戒の県道長浜保内線と県道長浜中村線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、旧大洲市と旧長浜町との境界に至る。ここから同境界を西ないし南西に進み、金山出石寺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を北に進み、県道長浜保内線に出て、同県道をほぼ西ないしほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>今岡休獵 区</p>	<p>旧内子町と旧小田町との境界と国道379号との交点を起点とし、ここから同境界を南西ないし南東に進み、旧内子町と旧小田町と旧河辺村との境界の交点に至る。ここから旧内子町と旧河辺村との境界をほぼ南西に進み、旧内子町と旧河辺村と旧五十崎町との境界の交点に至り、ここから旧内子町と旧五十崎町との境界を北西に進み、県道坊屋敷小田線に出る。ここから同県道を東ないしほぼ北西に進み、県道池田中山線との交点に至り、ここから同県道をほぼ西ないしほぼ北に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>瀬戸休獵 区</p>	<p>西宇和郡伊方町三機の八幡浜警察署瀬戸駐在所前の県道三机港線と町道三机八幡線との交点を起点とし、ここから同県道を東ないし南に進み、町道宇和海線との交点に至り、ここから同町道を北西ないし東に進み、町道塩成港線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ南に進み、大瀬の鼻を経て、更にその海岸線をほぼ南西に進み、旧瀬戸町と旧三崎町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、海岸線に出て、その海岸線を北西ないし北東に進み、番匠鼻を経て、更にその海岸線を南東ないしほぼ北東に進み、押抜鼻、赤崎鼻及び谷の尻鼻を経て、更にその海岸線を南東に進み、須賀公園で町道三机八幡線との交点に至る。ここから同町道を南西ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>寺村休獵 区</p>	<p>喜多郡内子町中田渡の国道379号と町道中田渡桜原線との交点を起点とし、ここから同町道を東に進み、桜原部落で町道桜原植木線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南に進み、植木部落で道徳部落に通じる通称植木越え山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、同部落で国道380号に出る。ここから同国道を南ないし西に進み、国道379号との交点に至り、ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>讓葉休獵 区</p>	<p>西予市宇和町久保の県道鳥坂宇和線と市道北只横野線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ北東に進み、同市と大洲市との境界に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、同市と西予市宇和町と西予市野村町との境界の交点に至り、ここから同市宇和町と同市野村町との境界を南に進み、羽子の木峠に至る。ここから瀬戸川に通じる谷を西に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>蔵川長谷 休獵区</p>	<p>旧大洲市と旧肱川町との境界と国道197号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南西に進み、旧大洲市と旧肱川町と旧野村町との境界の交点に至り、ここから旧大洲市と旧野村町との境界をほぼ西に進み、旧大洲市と旧野村町と旧宇和町との境界の交点に至り、ここから旧大洲市と旧宇和町との境界を北西に進み、国道56号の鳥坂隧道との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、市道北只横野線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道梅川札掛線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、国道441号に出て、同国道をほぼ東に進み、市道蔵川梅川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、県道大洲野村線に出て、同県道を北東に進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、国道197号に出て、同国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>鉢ヶ森休 獵区</p>	<p>西予市野村町野村の国道441号と市道徳城荷刺1号線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南西に進み、野村ダム周辺鳥獣保護区界を経て、更に同国道を北ないし北西に進み、県道高瀬松溪線との交点に至る。ここから同県道をほぼ東に進み、県道大洲野村線との交点に至る。ここから同県道を</p>	<p>同 上</p>

	<p>ほぼ南東に進み、市道荷刺徳城2号線との交点に至り、ここから同市道を西ないし南西に進み、市道徳城荷刺1号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>越)との交点に至り、ここから同山道をほぼ北東に進み、宇和島市と西予市との境界に至る。ここから同境界を東に進み、亥の子前部落に通じる山道に出て、同山道を南西ないし南に進み、同部落で市道山ノ神線に出る。ここから同市道を南に進み、市道宮野下川之内線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道川之内中野線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道波岡中野線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道波岡本線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道波岡中野線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、宇和島市と北宇和郡鬼北町との境界に至り、ここから同境界をほぼ西ないし南に進み、旧三間町と旧広見町と旧宇和島市との境界の交点に至り、ここから旧三間町と旧宇和島市との境界をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>田穂・男河内休猟区</p>	<p>西予市城川町魚成の国道197号と県道野村城川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ西に進み、国道441号に出て、同国道をほぼ南に進み、同市城川町と同市野村町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北東に進み、国道197号に出て、同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>			
<p>法華津休猟区</p>	<p>宇和島市と西予市との境界と海岸線との交点である小大崎鼻を起点とし、ここから同境界をほぼ北東に進み、野福峠を経て、更に同境界をほぼ東に進み、旧吉田町と旧宇和町と旧三間町との境界の交点に至る。ここから旧吉田町と旧三間町との境界を南に進み、県道西谷吉田線に出て、同県道をほぼ南西に進み、県道河内立間停車場線との交点に至り、ここから同県道を北ないしほぼ西に進み、国道378号に出て、同国道を西に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ西に進み、県道奥浦白浦線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、県道舟間伊予吉田停車場線との交点に至る。ここから県道奥浦白浦線の延長線を南に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ南西に進み、大良鼻を経て、更にその海岸線をほぼ北東に進み、カギガ尻を経て、更にその海岸線を東に進み、先新浜を経て、更にその海岸線をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>畑地休猟区</p>	<p>宇和島市と南宇和郡愛南町との境界と県道宇和島城辺線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ西ないし南に進み、由良岬で海岸線に出て、その海岸線をほぼ東ないしほぼ北に進み、須下崎を経て、更にその海岸線をほぼ東に進み、寺崎、仏崎及び松が鼻を経て、更にその海岸線を浦知川河口に向かって進み、同川河口に至り、ここから同川左岸を上流に進み、国道56号との交点に至る。ここから同国道をほぼ北東に進み、県道御内下畑地線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東に進み、県道宇和島城辺線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>三間休猟区</p>	<p>旧三間町と旧宇和島市との境界と県道広見三間宇和島線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、県道伊予宮ノ下停車場務田線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、県道広見吉田線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、市道黒井地本線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道西谷線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道木戸前線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道奥木戸前線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、西予市野村町に通じる山道(通称板谷</p>	<p>同上</p>	<p>中浦高畑休猟区</p>	<p>南宇和郡愛南町御荘平城の僧都川左岸と旧御荘町と旧城辺町との境界との交点を起点とし、ここから同境界を南西ないし西に進み、旧御荘町と旧城辺町と旧西海町との境界の交点に至り、ここから旧御荘町と旧西海町との境界をほぼ北西に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を東ないし北東に進み、延命寺岬を経て、更にその海岸線を南ないし東に進み、同川河口に至る。ここから同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>

○愛媛県告示第1601号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類
四国中央市地内の豊受山休猟区の全域	平成19年11月1日から平成22年10月31日まで	イノシシ
四国中央市地内の佐々連休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市地内の折宇休猟区の全域	平成19年11月1日から平成21年10月31日まで	同 上
四国中央市地内の上柏池之尾休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市地内の下川休猟区の全域	平成19年11月1日から平成20年10月31日まで	同 上
四国中央市地内の寒川山休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市地内の塩塚山休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市地内の船木休猟区の全域	平成19年11月1日から平成22年10月31日まで	同 上
新居浜市地内の三ツ森山休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市地内の蔭地休猟区の全域	平成19年11月1日から平成21年10月31日まで	同 上
新居浜市地内の郷山阿島休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市地内及び西条市地内の金子山下島山休猟区の全域	平成19年11月1日から平成20年10月31日まで	同 上
西条市地内の蔭地休猟区の全域	平成19年11月1日から平成22年10月31日まで	同 上
西条市地内の実報寺休猟区の全域	同 上	同 上

西条市地内の石鎚休猟区の全域	同 上	同 上
西条市地内の田滝休猟区の全域	同 上	同 上
西条市地内の高森休猟区の全域	平成19年11月1日から平成21年10月31日まで	同 上
西条市地内の保井野休猟区の全域	同 上	同 上
西条市地内の岡村休猟区の全域	平成19年11月1日から平成20年10月31日まで	同 上
西条市地内の臼坂休猟区の全域	同 上	同 上
今治市地内の朝倉上休猟区の全域	平成19年11月1日から平成22年10月31日まで	同 上
今治市地内の藤子休猟区の全域	同 上	同 上
今治市地内の龍岡上休猟区の全域	平成19年11月1日から平成21年10月31日まで	同 上
今治市地内の大三島南休猟区の全域	同 上	同 上
今治市地内の阿蘇休猟区の全域	平成19年11月1日から平成20年10月31日まで	同 上
松山市地内の恵良山休猟区の全域	平成19年11月1日から平成22年10月31日まで	同 上
松山市地内の中村休猟区の全域	同 上	同 上
松山市地内の五明休猟区の全域	同 上	同 上
松山市地内の高浜休猟区の全域	同 上	同 上
松山市地内の久谷休猟区の全域	同 上	同 上
松山市地内の中島本島北・睦月島・野忽那島休猟区の全域	平成19年11月1日から平成21年10月31日まで	同 上
伊予市地内の佐礼谷休猟区の全域	平成19年11月1日から平成	同 上

	22年10月31日 まで		上浮穴郡久万高原町地内の 馬酔谷休猟区の全域	同 上	同 上
伊予市地内の日南登休猟区 の全域	同 上	同 上	上浮穴郡久万高原町地内の 市口休猟区の全域	同 上	同 上
伊予市地内の三秋休猟区の 全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上	上浮穴郡久万高原町地内の 上直瀬休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上
伊予市地内の串休猟区の全 域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上	上浮穴郡久万高原町地内の 相の峰休猟区の全域	同 上	同 上
東温市地内の白湊休猟区の 全域	平成19年11月 1日から平成 22年10月31日 まで	同 上	上浮穴郡久万高原町地内の 小黒川休猟区の全域	同 上	同 上
東温市地内の御岳山休猟区 の全域	同 上	同 上	喜多郡内子町地内の豊谷休 猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 22年10月31日 まで	同 上
東温市地内の松瀬川休猟区 の全域	同 上	同 上	喜多郡内子町地内の今岡休 猟区の全域	同 上	同 上
東温市地内の塩ヶ森休猟区 の全域	同 上	同 上	喜多郡内子町地内の寺村休 猟区の全域	同 上	同 上
東温市地内の黒森峠休猟区 の全域	同 上	同 上	喜多郡内子町地内の上田渡 休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上
東温市地内の阿歌古休猟区 の全域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上	喜多郡内子町地内の上川休 猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上
伊予郡砥部町地内の立野休 猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 22年10月31日 まで	同 上	大洲市地内及び喜多郡内子 町地内の神南山休猟区の全 域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上
伊予郡砥部町地内の満穂休 猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上	大洲市地内の蔵川長谷休猟 区の全域	平成19年11月 1日から平成 22年10月31日 まで	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の 父野川休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 22年10月31日 まで	同 上	大洲市地内の豊茂柴休猟区 の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の 若山休猟区の全域	同 上	同 上	大洲市地内の山鳥坂休猟区 の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の 御三戸休猟区の全域	同 上	同 上	大洲市地内の高山寺休猟区 の全域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の 菅行休猟区の全域	同 上	同 上	大洲市地内の大谷宇和川休 猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の 船山休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上			

八幡浜市地内の保内日土休 猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上
八幡浜市地内及び西予市地 内の中津川三瓶休猟区の全 域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上
西予市伊方町地内の瀬戸 休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 22年10月31日 まで	同 上
西予市地内の譲葉休猟区の 全域	同 上	同 上
西予市地内の鉢ヶ森休猟区 の全域	同 上	同 上
西予市地内の田穂・男河内 休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の田之浜休猟区 の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上
西予市地内の堂所山休猟区 の全域	同 上	同 上
西予市地内の大野ヶ原休猟 区の全域	同 上	同 上
西予市地内の高野子休猟区 の全域	同 上	同 上
西予市地内の岩木、中川休 猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上
西予市地内の中筋、貝吹休 猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の土居休猟区の 全域	同 上	同 上
宇和島市地内の法華津休猟 区の全域	平成19年11月 1日から平成 22年10月31日 まで	同 上
宇和島市地内の三間休猟区 の全域	同 上	同 上
宇和島市地内の畑地休猟区 の全域	同 上	同 上
宇和島市地内の御内休猟区 の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上
宇和島市地内の下灘休猟区 の全域	平成19年11月 1日から平成	同 上

	20年10月31日 まで	
北宇和郡鬼北町地内の父野 川休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上
北宇和郡松野町地内の藤生、 奥野川休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上
南宇和郡愛南町地内の中浦 高畑休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 22年10月31日 まで	同 上
南宇和郡愛南町地内の由良 休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 21年10月31日 まで	同 上
南宇和郡愛南町地内の西柳 休猟区の全域	同 上	同 上
南宇和郡愛南町地内の正木 休猟区の全域	平成19年11月 1日から平成 20年10月31日 まで	同 上

○愛媛県告示第1602号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る 特定猟具の 種類
八日市 特定猟 具使用 禁止区 域	四国中央市土居町津根の市道 津根干拓線と市道小富士長津線 との交点を起点とし、ここから 同市道を西に進み、桧川に出る。 ここから同川右岸を下流に進み、 古子川との合流点に至り、ここ から同川右岸を下流に進み、藤 原橋東端で県道壬生川新居浜野 田線との交点に至る。ここから 同県道を東に進み、市道津根干 拓線との交点に至る。ここから 同市道を南に進み、起点に至る 線に囲まれた区域	平成19年 11月1日 から平成 29年10月 31日まで	銃器
下鴨部 特定猟 具使用 禁止区 域	今治市玉川町法界寺の新永代 橋中央を起点とし、ここから蒼 社川中央を北東に進み、旧玉川 町と旧今治市との境界に至る。	同 上	同 上

<p>域</p>	<p>ここから同境界を北東ないし南東に進み、岩清水八幡神社を経て、更に同境界をほぼ南に進み、林道鳥越線に出る。ここから同林道を西に進み、市道八幡線に出て、同市道を南に進み、市道八幡犬塚線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道池尻線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道御作礼1号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、農免道路下鴨部線との交点に至り、ここから同農免道路を西ないし北西に進み、市道法界寺中村線に出て、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>同町二名乙 787 番10、同町二名乙 787 番13、同町二名乙 787 番16、同町二名乙 787 番17、同町二名乙 787 番18、同町二名乙 787 番19、同町二名乙 787 番20、同町二名乙 788 番2、同町二名乙 791 番1、同町二名乙 791 番2、同町二名乙 791 番3、同町二名乙 791 番4、同町二名乙 791 番6及び同町二名乙 791 番7の通称由良野の森の区域一円</p>																		
<p>志津川 特定猟 具使用 禁止区 域</p>	<p>東温市志津川の国道11号と市道志津川慈光寺線との交点を起点とし、ここから同国道を南西に進み、県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、市道西岡2号線との交点に至る。ここから同市道を北ないし北東に進み、市道西岡1号線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く農道をほぼ北に進み、市道志津川慈光寺線に通じる農道との交点に至る。ここから同農道をほぼ南に進み、同市道に出て、同市道を南ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>関地池 特定猟 具使用 禁止区 域</p> <p>西予市宇和町信里の市道多田地区30号線と市道多田地区31号線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>																
<p>由良野 特定猟 具使用 禁止区 域</p>	<p>上浮穴郡久万高原町二名乙 778番2、同町二名乙 786番1、同町二名乙 786番2、同町二名乙 787番4、同町二名乙 787番5、同町二名乙 787番6、同町二名乙 787番7、同町二名乙 787番8、同町二名乙 787番9、</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>~~~~~</p>	<p>○愛媛県告示第1603号 生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。 平成19年10月19日 愛媛県知事 加 戸 守 行</p>																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関の名称</th> <th>開設者の氏名 又は名称</th> <th>所在地</th> <th>指 定 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハッピー薬局松前店</td> <td>株式会社 ハッピーファーマシー</td> <td>伊予郡松前町筒井400-1</td> <td>平成19年 9月1日</td> </tr> <tr> <td>おひさまファミリークリニック</td> <td>医療法人 藤野 医 院</td> <td>伊予郡松前町大字筒井399番地1</td> <td>平成19年 9月1日</td> </tr> <tr> <td>いちご薬局</td> <td>株式会社 一期一会医療介護</td> <td>八幡浜市1455番地23</td> <td>平成19年 9月1日</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日	ハッピー薬局松前店	株式会社 ハッピーファーマシー	伊予郡松前町筒井400-1	平成19年 9月1日	おひさまファミリークリニック	医療法人 藤野 医 院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	平成19年 9月1日	いちご薬局	株式会社 一期一会医療介護	八幡浜市1455番地23	平成19年 9月1日		
医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日																			
ハッピー薬局松前店	株式会社 ハッピーファーマシー	伊予郡松前町筒井400-1	平成19年 9月1日																			
おひさまファミリークリニック	医療法人 藤野 医 院	伊予郡松前町大字筒井399番地1	平成19年 9月1日																			
いちご薬局	株式会社 一期一会医療介護	八幡浜市1455番地23	平成19年 9月1日																			
				<p>~~~~~</p>	<p>○愛媛県告示第1604号 生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。 平成19年10月19日 愛媛県知事 加 戸 守 行</p>																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>施術機関の名称</th> <th>開設者の氏名 又は名称</th> <th>所在地</th> <th>指 定 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入江接骨院</td> <td>入 江 信 吉</td> <td>宇和島市津島町高田丙313</td> <td>平成19年 9月7日</td> </tr> </tbody> </table>	施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日	入江接骨院	入 江 信 吉	宇和島市津島町高田丙313	平成19年 9月7日										
施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日																			
入江接骨院	入 江 信 吉	宇和島市津島町高田丙313	平成19年 9月7日																			

○愛媛県告示第1605号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
太田歯科医院	おおた歯科	太 田 光	今治市別宮町二丁目4-3	平成19年8月1日

○愛媛県告示第1606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
葦陽生名薬局	葦陽薬品株式会社	越智郡上島町生名981	平成19年 7月1日

スズキ薬局	有限会社 スズキ化粧品	四国中央市三島宮川三丁目7-20	平成18年 8月1日
仲村医院	仲村 洋	西予市三瓶町朝立1-21-1	平成19年 7月21日
ふじの内科・小児科	医療法人 藤野医院	伊予郡松前町大字浜417番地	平成19年 9月1日

○愛媛県告示第1607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護事業者） 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
ベストケア株式会社	松山市北条辻610番地15	ベストケア・デイサービスセンターしまなみ	今治市近見町一丁目3番3号	平成19年8月1日
株式会社ほのぼの	今治市高市甲463番地	ほのぼの指定介護サービス	今治市高市甲463番地1	平成19年8月15日
古賀 健一郎	宇和島市野川甲1289	古賀耳鼻咽喉科	宇和島市御幸町二丁目6番3号	平成19年8月1日
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番地1	おるde新町ヘルパーステーション	八幡浜市字新町281番地1	平成19年8月10日
杉 森 英一郎	新居浜市江口町7-7	すぎもり歯科クリニック	新居浜市王子町3番3号	平成19年8月1日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267	軽費老人ホーム（ケアハウス） 砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267	平成19年9月3日
医療法人陽成会	今治市拜志1番26号	デイサービスウィルケアひろせ	今治市喜田村六丁目4番20号	平成19年9月1日
社会福祉法人杉の子会	今治市南大門町三丁目5番地33	ヘルパーステーション廣寿苑	今治市南大門町三丁目5番地33	平成19年7月1日
有限会社いよ路サービス	今治市鯉池町一丁目1番22号	いよ路	今治市鯉池町一丁目2番10号	平成19年8月17日
株式会社ケアドリーミー	宇和島市丸穂町四丁目2番24号	訪問介護そよかぜ	宇和島市丸穂町四丁目2番24-305号	平成19年9月1日
社会福祉法人正和会	宇和島市保田甲1932番地2	社会福祉法人正和会グループ ホームやすらぎ	宇和島市蛤95番地3	平成19年9月10日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	グループホーム秦皇	伊予市中山町中山丑523番1	平成19年9月3日

○愛媛県告示第1608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社舞花	今治市郷本町一丁目2番36号	有限会社舞花	今治市河南町一丁目5番27号	平成19年4月20日
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地1	伊予市社協双海居宅介護支援事業所	伊予市双海町上灘甲5821番地6	平成19年7月1日
有限会社ほほえみ	新居浜市船木字上長野甲581-2	居宅ほほえみ	新居浜市船木字上長野甲581-2	平成19年9月6日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	熟年コミュニティケアセンター	西条市氷見丙477番地	平成19年9月7日

○愛媛県告示第1609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
砥部町	伊予郡砥部町宮内1392番地	砥部町デイサービスセンター	伊予郡砥部町総津398番地	平成19年4月1日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	指定通所介護事業所デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	平成19年8月15日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	指定短期入所生活介護事業所砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	平成19年8月15日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	軽費老人ホーム（ケアハウス）砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	平成19年8月15日
社会福祉法人広寿会	伊予郡砥部町総津405番地	短期入所生活介護事業所ひろた	伊予郡砥部町総津405番地	平成19年4月1日
ベストケア株式会社	松山市北条辻610番地15	ベストケア・デイサービスセンターしまなみ	今治市近見町一丁目3番3号	平成19年8月1日
株式会社ほのぼの	今治市高市甲463番地1	ほのぼの指定介護サービス	今治市高市甲463番地1	平成19年8月15日
有限会社介護サービス菜の花	松山市石手4-4-7	有限会社介護サービス菜の花	宇和島市新田町四丁目2-5-3-106トヨタマンション	平成19年8月1日
有限会社エンジェルハウス	宇和島市三間町成家845番地	グループホーム紙ふうせん	宇和島市三間町成家845番地	平成19年8月6日
古賀 健一郎	宇和島市野川甲1289	古賀耳鼻咽喉科	宇和島市御幸町二丁目6番3号	平成19年8月1日
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番地1	おるde新町ヘルパーステーション	八幡浜市字新町281番地1	平成19年8月10日
有限会社あさひ	西条市神拝乙35番地5	デイサービスセンターあさひ	西条市神拝乙35番地5	平成19年8月21日
大西 克幸	伊予郡砥部町大南457番地1	二光クリニック	伊予郡砥部町大南457番地1	平成19年8月21日
有限会社しらさぎ	大洲市平野町野田2751番地2	ヘルパーステーションしらさぎ宇和島事業所	宇和島市川内大黒田甲2096番地4	平成19年8月27日

有限会社礎	宇和島市小浜2101番地 5	ヘルパーつくし	宇和島市小浜2101番地 5	平成19年 8 月28日
社会福祉法人雄美会	宇和島市吉田町白浦 3 番地 2	指定短期入所生活介護事業所 白浦茜荘	宇和島市吉田町白浦 3 番地 2	平成19年 8 月29日
社会福祉法人雄美会	宇和島市吉田町白浦 3 番地 2	デイサービスセンター白浦茜 荘	宇和島市吉田町白浦 3 番地 2	平成19年 8 月29日
社団法人宇和島医師会	宇和島市桜町 1 番50号	宇和島医師会訪問看護ステ ーション	宇和島市桜町 1 番50号	平成19年 8 月29日
だんだん介護サービス有限会 社	宇和島市伊吹町甲380番地19	だんだん介護サービス有限会 社	宇和島市伊吹町甲380番地19	平成19年 8 月24日
有限会社ケアサポートのどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11 号	訪問介護のどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11 号	平成19年 8 月24日
有限会社訪問介護あじさい	宇和島市山際四丁目 4 番28号	有限会社訪問介護あじさい	宇和島市山際四丁目 4 番28号	平成19年 8 月24日
宇和島ハイヤー株式会社	宇和島市丸之内一丁目 1 番 7 号	宇和島介護サービス	宇和島市丸之内一丁目 1 番 7 号	平成19年 8 月24日
有限会社ライズ	宇和島市佐伯町一丁目 1 番13 号	ヘルパーステーションこころ	宇和島市佐伯町一丁目 1 - 13	平成19年 8 月24日
有限会社東予通信工業	新居浜市垣生三丁目13番 8 号	ヘルパーステーションきらら	新居浜市垣生三丁目13番 8 号	平成19年 8 月28日
有限会社山茶花	今治市阿方甲424番地の 1	ほっと介護センターさざんか 新居浜	新居浜市沢津町一丁目 4 - 13	平成19年 8 月27日
特定非営利活動法人ワークス ・コレクティブひと	新居浜市西喜光地町 8 番 1 号	デイサービスでんでんむし	新居浜市萩生779番地の 2	平成19年 8 月24日
有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12 - 21	ライフケア	新居浜市宮原町12 - 21	平成19年 8 月28日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目 9 番 9 号	新田診療所	新居浜市新田町 1 - 9 - 9	平成19年 8 月30日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地 3	指定訪問入浴介護事業所ふた ば荘	新居浜市船木959番地 3	平成19年 8 月29日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地 3	デイサービスセンターふたば 荘	新居浜市船木959番地 3	平成19年 8 月29日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地 3	指定短期入所生活介護事業所 ふたば荘	新居浜市船木959番地 3	平成19年 8 月29日
社会福祉法人大洲市社会福祉 協議会	大洲市東大洲270番地 1	大洲市社会福祉協議会訪問介 護事業所東大洲	大洲市東大洲270番地 1	平成19年 8 月 1 日
社会福祉法人大洲市社会福祉 協議会	大洲市東大洲270番地 1	大洲市社会福祉協議会訪問入 浴介護事業所東大洲	大洲市東大洲270番地 1	平成19年 8 月 1 日
社会福祉法人大洲市社会福祉 協議会	大洲市東大洲270番地 1	大洲市社会福祉協議会デイサ ービスセンター東大洲	大洲市東大洲270番地 1	平成19年 8 月 1 日
社会福祉法人大洲市社会福祉 協議会	大洲市東大洲270番地 1	大洲市社会福祉協議会デイサ ービスセンター若宮	大洲市若宮625番地 4	平成19年 8 月 1 日
社会福祉法人大洲市社会福祉 協議会	大洲市東大洲270番地 1	大洲市社会福祉協議会訪問介 護事業所長浜	大洲市長浜甲480番地の 3	平成19年 8 月 1 日

社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地 1	大洲市社会福祉協議会デイサービスセンター長浜	大洲市柴甲1402番地 3	平成19年 8月 1日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地 1	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所肱川	大洲市肱川町山鳥坂72番地 1	平成19年 8月 1日
特定非営利活動法人アクティブボランティアセンター阿蔵の森	大洲市阿蔵甲1961番地 1	デイサービス阿蔵の森	大洲市阿蔵甲1961番地 4	平成19年 8月 1日
社会福祉法人友愛会	大洲市若宮548番地	指定短期入所生活介護事業所希望ヶ丘荘	大洲市菅田町菅田丙495番地の34	平成19年 8月 1日
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	大洲市大洲810番地 1	デイサービス施設わかみ荘	大洲市肱川町山鳥坂2800番地	平成19年 8月28日
医療法人肱嵐会	大洲市長浜甲176番地	医療法人肱嵐会石村病院	大洲市長浜甲176番地	平成19年 8月 1日
医療法人肱嵐会	大洲市長浜甲176番地	訪問看護ステーションながはま	大洲市長浜甲176番地	平成19年 8月 1日
社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川四丁目 6番55号	四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川四丁目 6番55号	平成19年 7月31日
社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川四丁目 6番55号	四国中央市新宮デイサービスセンター	四国中央市新宮町新宮50番地	平成19年 7月31日
愛媛物産株式会社	北宇和郡松野町大字豊岡3063	デイサービスセンターなごみ	北宇和郡松野町大字豊岡3063	平成19年 7月 6日
医療法人陽成会	今治市栞志 1番26号	デイサービスウィルケアひろせ	今治市喜田村六丁目 4番20号	平成19年 9月 1日
常盤タクシー株式会社	今治市常盤町五丁目 5番29号	ときわケアサービス	今治市常盤町五丁目 5番29号	平成19年 4月 1日
医療法人隆典会	今治市別名274番地	片木脳神経外科	今治市別名274番地	平成19年 4月 1日
医療法人隆典会	今治市別名274番地	訪問看護ステーションシルビウス	今治市別名261番地	平成19年 4月 1日
医療法人隆典会	今治市別名274番地	介護老人保健施設シルビウス・ケアセンター	今治市別名261番地	平成19年 4月 1日
介護センター瀬戸内合資会社	今治市南大門町二丁目 3 - 5	介護センターせとうち	今治市南大門町二丁目 3 - 5	平成19年 6月 1日
社会福祉法人杉の子会	今治市南大門町三丁目 5番地 33	ヘルパーステーション廣寿苑	今治市南大門町三丁目 5番地 33	平成19年 7月 1日
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内 3 - 2 - 1	ラポールデイサービス	宇和島市新町 1 - 4 - 10	平成19年 9月 5日
有限会社ひだまりの会	宇和島市川内甲2467番地 3	有限会社ひだまりの会通所介護事業所ながぼり	宇和島市長堀 3 - 8 - 6	平成19年 8月29日
有限会社ケアステーション悠友	宇和島市丸之内四丁目 3番13号	ケアステーション悠友	宇和島市丸之内四丁目 3番13号	平成19年 8月31日
株式会社ケアドリーミー	宇和島市丸穂町四丁目 2番24号	訪問介護そよかぜ	宇和島市丸穂町四丁目 2番24 - 305号	平成19年 9月 1日
株式会社アコンプリシ -	松山市久万ノ台176 - 3	デイサービスセンター笑歩会	宇和島市保田甲981 - 1	平成19年 8月29日

医療法人社団林整形外科クリニック	宇和島市新町二丁目1番1号	林整形外科クリニック	宇和島市新町2-1-1	平成19年9月4日
社会福祉法人正和会	宇和島市保田甲1932番地2	社会福祉法人正和会グループホームやすらぎ	宇和島市蛤95番地3	平成19年9月10日
有限会社将歩	新居浜市船木甲3753番地の28	ヘルパーステーション夢求	新居浜市船木甲3753番地の28	平成19年9月5日
株式会社青い鳥	新居浜市久保田町三丁目9番25号	ケアステーション青い鳥	新居浜市久保田町三丁目9番25号	平成19年9月6日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	ヘルパーステーションまなべ	西条市氷見丙477番地	平成19年9月7日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	デイサービスいしづちの湯	西条市西田甲421番地の5	平成19年9月7日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	デイサービス多賀の里	西条市北条231番地1	平成19年9月7日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	デイサービスセンター丹原の郷	西条市丹原町池田1267番地1	平成19年9月7日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	熟年コミュニティせとうち	西条市氷見丙444番地1	平成19年9月7日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	グループホームまなべ	西条市氷見乙769番地	平成19年9月7日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	グループホーム多賀の里	西条市北条231番地1	平成19年9月7日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	グループホーム丹原の郷	西条市丹原町池田1267番地1	平成19年9月7日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	ジェイコム福祉用具サービス	西条市北条231番地1	平成19年9月7日
医療法人神南会	大洲市新谷町甲18番地	久保内科循環器科	大洲市新谷町甲18番地	平成19年9月1日
大洲市	大洲市大洲690番地の1	大洲市指定通所介護事業所脈流苑	大洲市脈川町宇和川65番地	平成19年8月1日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	グループホーム秦皇	伊予市中山町中山丑523番1	平成19年9月3日

○愛媛県告示第1610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
介護センター瀬戸内合資会社	今治市南大門町二丁目3-5	介護センターせとうち	今治市南大門町二丁目3-5	平成19年6月1日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	ジェイコム福祉用具サービス	西条市北条231番地1	平成19年9月7日

○愛媛県告示第1611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社団法人宇和島医師会	宇和島市桜町1-50	(変更後) 宇和島医師会訪問看護ステーション	宇和島市桜町1-50	平成18年4月1日
		(変更前) 宇和島市医師会訪問看護ステーション		

○愛媛県告示第1612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社光タクシー	新居浜市喜光地町2-2-22	光介護サービス	(変更後) 新居浜市喜光地町1-6-35	平成18年4月28日
			(変更前) 新居浜市高木町2-20日豊ビル4階	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンターたきはま	(変更後) 新居浜市阿島一丁目7番24号	平成18年10月1日
			(変更前) 新居浜市阿島1015	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンターたきはま	(変更後) 新居浜市阿島一丁目7番24号	平成18年10月1日
			(変更前) 新居浜市阿島1015	
有限会社萩の台	新居浜市萩生130番地の57	カミングケアステーション	(変更後) 新居浜市萩生130番地の52	平成18年12月1日
			(変更前) 新居浜市萩生130番地の57	

○愛媛県告示第1613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社光タクシー	新居浜市喜光地町2-2-22	光介護支援センター	(変更後) 新居浜市喜光地町1-6-35	平成18年4月28日
			(変更前) 新居浜市高木町2-20日豊ビル4階	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンターたきはま	(変更後) 新居浜市阿島一丁目7番24号	平成18年10月1日
			(変更前) 新居浜市阿島1015	

有限会社秋の台	新居浜市秋生130番地の57	カミングケアステーション	(変更後) 新居浜市秋生130番地の52	平成18年12月1日
			(変更前) 新居浜市秋生130番地の57	

○愛媛県告示第1614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社悠友社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠友社宇和島事業所	宇和島市榊形町二丁目2番14号	平成18年4月1日
有限会社ライズ	宇和島市佐伯町一丁目1-13内榊ビル1F	訪問入浴サービスこころ	宇和島市佐伯町一丁目1-13内榊ビル1F	平成18年5月31日
有限会社花梨	宇和島市愛宕町三丁目2-9	介護サービスかりん	宇和島市愛宕町三丁目2-9	平成18年6月30日
株式会社池田商会	宇和島市中沢町二丁目3番5号	株式会社池田商会	宇和島市中沢町二丁目3番5号	平成18年8月31日
有限会社ヤマグチ	宇和島市堀端町2番28号	有限会社ヤマグチ	宇和島市堀端町2番28号	平成19年3月31日
有限会社ひまわりの郷	新居浜市大生院154-3	通所介護事業所まごころケア	新居浜市大生院154-3	平成18年9月12日
株式会社サンキュー	大阪府摂津市鳥飼新町一丁目1番39号	デイサービスセンター御茶屋	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	平成18年9月30日
愛媛医療生活協同組合	松山市来往町1079-12	愛媛医療生活協同組合福祉用具サービス協立	新居浜市若水町1-7-45	平成19年3月31日
有限会社ひまわりの郷	新居浜市大生院154-3	訪問介護事業所まごころケア	新居浜市大生院154-3	平成18年10月2日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所河辺	大洲市河辺町植松428番地	平成19年3月31日

○愛媛県告示第1615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社悠友社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠友社宇和島事業所	宇和島市榊形町二丁目2番14号	平成18年4月1日

○愛媛県告示第1616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
財団法人正光会 宇和島病院	財団法人正光会	宇和島市柿原1280	平成19年 3月31日
友松外科胃腸科	医療法人 友松外科胃腸科	宇和島市鶴島町6-27	平成19年 3月31日
医療法人社団 久和会立花病院	医療法人社団 久和会	新居浜市喜光地町一丁目 13番29号	平成18年 6月30日

○愛媛県告示第1617号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
四国中央市	土居（5）	平成17年度から 平成18年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿
宇和島市	大字本九島の一 部、大字百之浦 の一部	平成16年度から 平成18年度まで	宇和島市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成19年10月19日

○愛媛県告示第1618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上町地区）の施行を平成19年10月5日認可した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳出地区）の施行を平成19年10月5日認可した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、道前平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成19年10月11日認可した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横内地区）の施行に平成19年10月11日同意した。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1622号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 都市計画事業の種類及び名称
四国中央都市計画道路事業
3・3・2川東村松線
- 施行者の名称
愛媛県
- 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 事業地の所在
 - 収用の部分
愛媛県四国中央市下柏町字桜井、字丸田、字目代、字三本木、字床境、字道ノ上、字権兵衛邸、字塚地、字式反地、字横地上、字池口ノ上及び字横地並びに妻島町字中足鍋、字下足鍋、字西三本木、字新う田、字筆村、字伊ノ坪、字櫻ノ木及び字上四反地並びに村松町字富光増縄地内
 - 使用の部分
なし

○愛媛県告示第1623号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 都市計画事業の種類及び名称
東予広域都市計画道路事業
3・4・6駅前郷線
3・4・5船屋阿島線
- 施行者の名称
愛媛県
- 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 事業地の所在
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
なし

○愛媛県告示第1624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

- 伊予郡砥部町重光 107番2、107番7、107番8及び107番9
- 2 申請人の住所氏名
松山市道後町二丁目3番4号
株式会社松平不動産 代表取締役 松平 定理
- 3 図面省略

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表（第4条、第6条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表（第4条、第6条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所 長	課 長				所 長	課 長	
企 画 課	1・2 省 略				企 画 課	1・2 省 略				
	3 温泉法 （昭和23 年法律第 125号）の 施行に関 する事務	1 温泉成分分析を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（第28条第1項）				3 温泉法 （昭和23 年法律第 125号）の 施行に関 する事務	1 温泉成分分析を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（第24条第1項）			
		2 土地の掘削者等に対する報告の徴収（第34条第1項）					2 土地の掘削者等に対する報告の徴収（第30条第1項）			
		3 温泉利用施設等に対する立入検査（第35条第1項）					3 温泉利用施設等に対する立入検査（第31条第1項）			
	4 現地調査（温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）第24条）			4 現地調査（温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）第20条）						
4～17 省 略				4～17 省 略						

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項		別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項	

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
薬 務 衛 生 課	1～8 省略				
	9 温 泉 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 土地掘削、増掘及び動力装置に関すること。			
		(1) 許可（第3条第1項、第4条第2項、 <u>第11条</u> ）			
		(2) 省略			
		(3) 工事の着手の届出の受理（温泉法施行細則（以下この部において「規則」という。） <u>第9条</u> ）			
		(4) 許可の有効期間の更新（第5条第2項、 <u>第11条第2項</u> ）			
		(5) 合併又は分割の承認（ <u>第4条第2項</u> 、 <u>第6条第1項</u> 、 <u>第2項</u> 、 <u>第11条第2項</u> ）			—
		(6) 相続の承認（ <u>第4条第2項</u> 、 <u>第7条第1項</u> 、 <u>第3項</u> 、 <u>第11条第2項</u> ）			—
		(7) 工事の完了又は廃止の届出の受理（ <u>第8条第1項</u> 、 <u>第11条第2項</u> ）			
		(8) 工事の状況の届出の受理（ <u>規則第10条</u> ）			
		(9) 掘削等の影響の報告の処理（ <u>規則第11条</u> ）			
		(10) しゅんせつの届出の受理（ <u>規則第12条</u> ）			
		(11) 温泉採取権の取得の届出の受理（ <u>規則第21条</u> ）			
		(12) 氏名等の変更の届出の受理（ <u>規則第22条</u> ）			
		(13) 許可の取消し（ <u>第9条第1項</u> 、 <u>第11条第2項</u> ）			
		(14) 措置命令（ <u>第9条第2項</u> 、 <u>第11条第2項</u> ）			
		(15) 原状回復の命令（ <u>第10条</u> 、 <u>第11条第2項</u> ）			
(16) 隣接県に影響を及ぼすおそれがある場合の環境大臣への協議（ <u>第13条第1項</u> ）					
2 温泉採取の制限に関すること。					
(1) 命令（ <u>第12条第1項</u> ）					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
薬 務 衛 生 課	1～8 省略				
	9 温 泉 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 土地掘削、増掘及び動力装置に関すること。			
		(1) 許可（第3条第1項、第4条第2項、 <u>第9条</u> ）			
		(2) 省略			
		(3) 工事の着手の届出の受理（温泉法施行細則（以下この部において「規則」という。） <u>第7条</u> ）			
		(4) 許可の有効期間の更新（第5条第2項、 <u>第9条第2項</u> ）			
		(5) 工事の完了又は廃止の届出の受理（ <u>第6条第1項</u> 、 <u>第9条第2項</u> ）			
		(6) 工事の状況の届出の受理（ <u>規則第8条</u> ）			
		(7) 掘削等の影響の報告の処理（ <u>規則第9条</u> ）			
		(8) しゅんせつの届出の受理（ <u>規則第10条</u> ）			
		(9) 温泉採取権の取得の届出の受理（ <u>規則第17条</u> ）			
		(10) 氏名等の変更の届出の受理（ <u>規則第18条</u> ）			
		(11) 許可の取消し（ <u>第7条第1項</u> 、 <u>第9条第2項</u> ）			
		(12) 措置命令（ <u>第7条第2項</u> 、 <u>第9条第2項</u> ）			
		(13) 原状回復の命令（ <u>第8条</u> 、 <u>第9条第2項</u> ）			
		(14) 隣接県に影響を及ぼすおそれがある場合の環境大臣への協議（ <u>第11条第1項</u> ）			
		2 温泉採取の制限に関すること。			
(1) 命令（ <u>第10条第1項</u> ）					

	(2) 工業利用に係る経済産業局長への協議（ <u>第12条第2項</u> ）			
	3 温泉ゆう出目的以外で土地を掘削した者に関する事。			
	(1) 措置命令（ <u>第14条第1項</u> ）			
	(2) 行政庁との協議（ <u>第14条第2項</u> ）			
	4 温泉の公共の浴用又は飲用に関する事。			
	(1) 許可（ <u>第4条第2項、第15条第1項、第4項</u> ）			
	(2) 合併又は分割の承認（ <u>第4条第2項、第16条第1項、第2項</u> ）			—
	(3) 相続の承認（ <u>第4条第2項、第17条第1項、第3項</u> ）			—
	(4) 温泉の成分等の届出の受理（ <u>第18条第3項</u> ）			
	(5) 温泉利用の廃止の届出の受理（ <u>規則第17条</u> ）			
	(6) 氏名等の変更の届出の受理（ <u>規則第22条</u> ）			
	(7) 掲示内容の変更命令（ <u>第18条第5項</u> ）			
	(8) 改善の指示（ <u>第30条</u> ）			
	(9) 許可の取消し（ <u>第31条第1項</u> ）			
	(10) 措置命令（ <u>第31条第2項</u> ）			
	5 温泉成分分析機関に関する事。			
	(1) 登録（ <u>第19条第1項、第5項</u> ）			
	(2) 登録事項の変更の届出の受理（ <u>第20条</u> ）			
	(3) 廃止の届出の受理（ <u>第21条</u> ）			
	(4) 登録の抹消（ <u>第22条</u> ）			
	(5) 登録の取消し（ <u>第25条</u> ）			
	6 環境審議会の意見の聴取（ <u>第32条</u> ）			
10～24 省略				

	(2) 工業利用に係る経済産業局長への協議（ <u>第10条第2項</u> ）			
	3 温泉ゆう出目的以外で土地を掘削した者に関する事。			
	(1) 措置命令（ <u>第12条第1項</u> ）			
	(2) 行政庁との協議（ <u>第12条第2項</u> ）			
	4 温泉の公共の浴用又は飲用に関する事。			
	(1) 許可（ <u>第4条第2項、第13条第1項、第4項</u> ）			
	(2) 温泉の成分等の届出の受理（ <u>第14条第3項</u> ）			
	(3) 温泉利用の廃止の届出の受理（ <u>規則第13条</u> ）			
	(4) 氏名等の変更の届出の受理（ <u>規則第18条</u> ）			
	(5) 掲示内容の変更命令（ <u>第14条第4項</u> ）			
	(6) 改善の指示（ <u>第26条</u> ）			
	(7) 許可の取消し（ <u>第27条第1項</u> ）			
	(8) 措置命令（ <u>第27条第2項</u> ）			
	5 温泉成分分析機関に関する事。			
	(1) 登録（ <u>第15条第1項、第5項</u> ）			
	(2) 登録事項の変更の届出の受理（ <u>第16条</u> ）			
	(3) 廃止の届出の受理（ <u>第17条</u> ）			
	(4) 登録の抹消（ <u>第18条</u> ）			
	(5) 登録の取消し（ <u>第21条</u> ）			
	6 環境審議会の意見の聴取（ <u>第28条</u> ）			
10～24 省略				

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
企画課	1～14 省略				
	15 温泉法の施行に関する事務	1 当該職員の証明書の交付(第28条第2項、第35条第3項)			
	16・17 省略				

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
企画課	1～14 省略				
	15 温泉法の施行に関する事務	1 当該職員の証明書の交付(第24条第2項、第31条第3項)			
	16・17 省略				

附則

この訓令は、平成19年10月20日から施行する。

公 告

○公 告

平成20年度から平成22年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約(建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成19年10月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 資格

- (1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)第2条の規定による審査(以下「資格審査」という。)を受け、適格と認められた者とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成19年11月14日(水)から12月19日(水)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

5 申請書類の交付方法及び提出先

(1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス (<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm>) によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。

(2) 提出先

別表のとおりとする。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

8 資格の効力

資格は、平成20年度から平成22年度までの製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

9 平成23年度から平成25年度までの資格審査

平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成22年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2156

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県総務部管理局総務管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市、県外
愛媛県西条地方局総務県民部総務調整課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地の1 電話番号 0897 - 56 - 1300(内線210)	新居浜市、西条市、四国中央市
愛媛県今治地方局総務県民部総務調整課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500(内線343)	今治市、上島町
愛媛県松山地方局総務県民部総務調整課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8750(内線304)	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
愛媛県八幡浜地方局総務県民部総務調整課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111(内線210)	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
愛媛県宇和島地方局総務県民部総務調整課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211(内線209)	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

監査公表

○公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年10月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 岡田 志朗
同 田中 多佳子

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Rows include 教育総務課, 高校教育課, 人権教育課.

(監査の結果)

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

Table with 4 columns: 区分, 現年度分, 滞納繰越分, 計, 備考. Rows for 17年度, 16年度, 差引増減.

(教育総務課)

2 諸収入（給与の過払金）については、適切な債権管理が望まれる。

Table with 3 columns: 調定年度, 収入未済額（円）, 備考. Rows for 14年度, 計.

(高校教育課)

3 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

Table with 4 columns: 区分, 現年度分, 滞納繰越分, 計, 備考. Rows for 17年度, 16年度, 差引増減.

(人権教育課)

(措置の内容)

1 奨学資金貸付金償還金については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、納入通知書発行に先立ち、返還を開始する者全員に事前に電話連絡により納入期限の厳守を指導し、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減についても、平成16年度に配置した、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託）を中心に、係員が連携して未納者本

人や連帯保証人等に対して訪問や電話による返還指導を行い収入に努めた結果、18年度中 2,276,000円を収納し、滞納繰越額は 7,448,000円となったが、18年度に新たに 114件 8,208,000円の未収金が発生したことから、18年度末現在の未収額は15,656,000円となった。

今後とも返還指導を徹底し、滞納繰越額の縮減に努めたい。

(教育総務課)

2 不明であった債務者の所在が判明したため、当人と協議した結果、分割払いを主旨とする履行期限延期申請書の提出があった。これを承認し、平成19年6月から隔月で60,000円ずつ返還することとなり、平成19年6月及び8月と順調に納付されている。(高校教育課)

3 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、関係市町及び関係団体と密接な連携のもと期限内納入の厳守について指導するとともに、新たに償還が開始する者及び免除期間等が満了し償還が開始する者に対して、「返還のしおり」を配布するなど奨学金制度の趣旨や奨学金返還の責務等について周知を図るとともに、県担当者が直接奨学生の保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、18年度中 2,926,274円を収納し、滞納繰越額は 152,145,604円となったが、18年度に新たに46,103,352円の未収金が発生したことから、18年度末現在の未収額は 198,248,956円となった。

今後とも文書の送付や市町訪問、奨学生の保護者との面談等により、返還指導を徹底し滞納繰越額の縮減に努めたい。(人権教育課)

○公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年10月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 岡田 志朗
同 田中 多佳子

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Rows include 今治地方局, 総務県民部, 健康福祉環境部, 産業経済部, 今治家畜保健衛生所, 建設部, 玉川ダム管理事務所, 台ダム管理事務所, 出納室.

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

Table with 4 columns: 区分, 現年度分, 滞納繰越分, 計, 備考. Rows for 18年度, 17年度, 差引増減.

(総務県民部)

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	1,750,448	1,798,700	3,549,148	
17年度	1,592,800	355,800	1,948,600	
差引増減	157,648	1,442,900	1,600,548	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	138,465	85,088	223,553	
17年度	85,088	102,270	187,358	
差引増減	53,377	17,182	36,195	

(健康福祉環境部)

3 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	2,350,200	1,292,900	3,643,100	
17年度	1,531,000	749,800	2,280,800	
差引増減	819,200	543,100	1,362,300	

(建設部)

○公表第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年10月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 岡田 志朗
同 田中 多佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇和島地方局	
総務県民部	平成19年7月31日
健康福祉環境部	平成19年8月1日
産業経済部	平成19年7月31日、平成19年8月1日
宇和島家畜保健衛生所	平成19年8月2日
建設部	"
愛南土木事務所	平成19年8月1日
須賀川ダム管理事務所	平成19年8月2日
山財ダム管理事務所	"
出納室	平成19年7月31日

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	60,404,769	126,446,360	186,851,129	
17年度	70,646,770	160,243,405	230,890,175	
差引増減	10,242,001	33,797,045	44,039,046	

(総務県民部)

2 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	1,095,400	516,200	1,611,600	
17年度	1,117,000	82,600	1,199,600	
差引増減	21,600	433,600	412,000	

(建設部)

○公表第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年10月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 岡田 志朗
同 田中 多佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西条地方局	
総務県民部	平成19年8月28日、平成19年8月29日
健康福祉環境部	平成19年8月28日
四国中央保健所	平成19年8月29日
産業経済部	平成19年8月28日
西条家畜保健衛生所	"
建設部	平成19年8月29日
四国中央土木事務所	"
鹿森ダム管理事務所	"
黒瀬ダム管理事務所	"
出納室	平成19年8月28日

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	200,931,713	449,658,629	650,590,342	
17年度	255,360,893	395,333,605	650,694,498	
差引増減	54,429,180	54,325,024	104,156	

（総務県民部）

2 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	2,060,300	313,500	2,373,800	
17年度	459,800	213,100	672,900	
差引増減	1,600,500	100,400	1,700,900	

（建設部）

○公表第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年10月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 岡田 志 朗
同 田中 多 佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
八 幡 浜 地 方 局	
総 務 県 民 部	平成19年9月4日
健 康 福 祉 環 境 部	"
産 業 経 済 部	平成19年9月4日、 平成19年9月5日
八 幡 浜 家 畜 保 健 衛 生 所	平成19年9月5日
建 設 部	"
大 洲 土 木 事 務 所	平成19年9月4日
西 予 土 木 事 務 所	"
出 納 室	"

（監査の結果）

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	63,764,534	137,184,471	200,949,005	
17年度	63,860,258	141,261,894	205,122,152	
差引増減	95,724	4,077,423	4,173,147	

（総務県民部）

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	1,170,242	2,737,911	3,908,153	
17年度	1,204,436	2,614,641	3,819,077	
差引増減	34,194	123,270	89,076	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	0	1,600,446	1,600,446	
17年度	93,326	1,624,944	1,718,270	
差引増減	93,326	24,498	117,824	

（健康福祉環境部）

3 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	52,300	1,144,300	1,196,600	
17年度	268,300	1,332,733	1,601,033	
差引増減	216,000	188,433	404,433	

（建設部）

4 延滞利息（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	1,019,650	
計	1,019,650	

（大洲土木事務所）

○公表第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年10月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 岡田 志 朗
同 田中 多 佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 地 方 局	
総 務 県 民 部	平成19年9月10日
健 康 福 祉 環 境 部	"
産 業 経 済 部	平成19年9月10日、 平成19年9月11日

中央家畜保健衛生所	平成19年9月11日
建設部	"
久万高原土木事務所	平成19年9月10日
出納室	"

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	549,201,664	1,704,799,660	2,254,001,324	
17年度	672,243,508	2,209,613,375	2,881,856,883	
差引増減	123,041,844	504,813,715	627,855,559	

(総務県民部)

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	375,612	3,541,626	3,917,238	
17年度	490,133	3,363,383	3,853,516	
差引増減	114,521	178,243	63,722	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	128,400	1,631,319	1,759,719	

17年度	170,684	1,546,235	1,716,919
差引増減	42,284	85,084	42,800

(健康福祉環境部)

3 違約金(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
13年度	3,965,000	
計	3,965,000	

(産業経済部)

4 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	17,771,700	42,886,580	60,658,280	
17年度	15,973,000	41,329,680	57,302,680	
差引増減	1,798,700	1,556,900	3,355,600	

(建設部)

5 違約金(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
13年度	970,150	
計	970,150	

(建設部)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成19年10月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成18年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 中村時広連合後援会維新会

報告年月日 H19.4.3

1 収入総額	1,509,491 円
前年繰越額	9,491 円
本年収入額	1,500,000 円
2 支出総額	1,500,000 円

3 翌年繰越額		9 491 円
4 本年収入の内訳		
寄附		1 500 000 円
個人分		1 500 000 円
5 寄附の内訳		
(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
中村時広	1 500 000 円	松山市
6 支出の内訳		
政治活動費		1 500 000 円
その他の経費		1 500 000 円
7 資産等の内訳		
借入金		
(借入先)	(借入残高)	
中村時広	8 550 000 円	

(訂正前)

政治団体の名称 中村時広連合後援会維新会

報告年月日 H19. 4 . 3

1 収入総額		1 509 491 円
前年繰越額		9 491 円
本年収入額		1 500 000 円
2 支出総額		1 500 000 円
3 翌年繰越額		9 491 円
4 本年収入の内訳		
寄附		1 500 000 円
個人分		1 500 000 円
5 寄附の内訳		
(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
中村時広	1 500 000 円	松山市
6 支出の内訳		
政治活動費		1 500 000 円
その他の経費		1 500 000 円

○愛媛県選挙管理委員会告示第100号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成19年10月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成19年7月29日執行
参議院選挙区選出議員選挙(愛媛県選挙区)
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
39 538 900円
- 報告書の要旨

候補者氏名	友近 聡 朗	所属党派	無 所 属	期 間 平成19年9月21日から 平成19年10月5日まで 第4回分
出納責任者氏名	成 見 憲 治			
収入			支出	
			雑費	39 375円
今回計		0円	今回計	39 375

前 回 計	7 420 800	前 回 計	10 220 910
総 計	7 420 800	総 計	10 260 285

報告書受理年月日	平成 19 年 10 月 5 日	第 4 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年10月19日

愛媛県立中央病院長 上 田 暢 男

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
重油（JIS K2205 1種2号） 約800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成19年9月28日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二丁目9番12号	59,43円	一般競争入札	平成19年2月9日

雑 報

○裁判手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成19年10月9日次のとおり裁判手続開始の決定をしたので公告する。

平成19年10月19日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

一級河川肱川水系久米川改修工事（愛媛県大洲市阿蔵字フルカワ地内から同市阿蔵字中野地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 収用の裁判手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 （ 土 地 ） の 表 示 等							土 地 所 有 者 氏 名	所有権以外の権利の表示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在 地 番	地 目		面 積			住 所		受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
	公 簿	現 況	公 簿 (m ²)	実 測 (m ²)	収用しようとする土地の実測(m ²)					
愛媛県大洲市阿蔵字フルカワ	甲1632番	畑	畑	657	823.46	613.86	登記名義人亡平井モ、不法定相続人井上ミドリ外22名（別記のとおり）			
			畑			102.66				
			公衆用道路			0.46				
			用悪水路			106.47				

別記

持 分	住 所	氏 名
20分の1	愛媛県八幡浜市日土町2番耕地13番地26	井 上 ミドリ
20分の1	愛媛県八幡浜市日土町2番耕地13番地26	井 上 幸 徳
10分の1	存否不明 ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲335番地	平 井 熊 幸
300分の1	愛媛県大洲市田口甲27番地5	河 野 重 子
300分の1	愛媛県松山市和泉北1丁目13番19号	菊 池 益 子
300分の1	愛媛県松山市藤原2丁目2番32号	木 下 秀 子
300分の1	愛媛県八幡浜市高野地1859番地	萩 森 利 彦

300分の1	神奈川県川崎市中原区荻宿64番地5	萩森義雄
20分の1	愛媛県大洲市平野町平地3622番地1	福西久雄
90分の1	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲3816番地11	佐々木利恵
90分の1	愛媛県松山市富久町83番地8	木戸保子
90分の1	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1413番地24	西隅孝憲
20分の1	存否不明 ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲757番地	東幸男
20分の1	住所不明 ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲757番地	東清
40分の1	住所不明 ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲335番地	平井ヨシ子
40分の1	住所不明 ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲335番地	平井ヒサ子
40分の1	愛知県豊橋市前田町二丁目19番地の13(603)	平井正男
40分の1	長野県飯山市大字野坂田757番地1 ハイソ宮崎202	泉八江子
10分の1	奈良県奈良市青山八丁目140番地	入口邦孝
10分の1	存否不明 ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲335番地	平井俊雄
10分の1	相続人不明 ただし、平井喜見三郎法定相続人	不明
10分の1	愛媛県松山市北斎院町798番地9	平井明
10分の1	愛媛県大洲市阿蔵甲335番地	渡部ナツコ

正 誤

○正 誤

平成19年10月5日付け第1902号愛媛県告示第1546号(道路の区域変更(県道横浜生名港線))中

ページ	箇所	誤	正
1098	旧欄敷地の幅員中	5.0~41.0	5.3~41.0